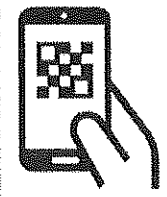


我孫子市認知症高齢者等 見守りシール交付事業

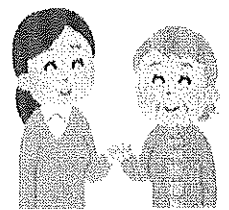


我孫子市では、認知症により行方不明になった高齢者等の安全と、ご家族の負担軽減を目的に、高齢者等が保護された際に、発見者が早期にご家族と連絡をとることができる「見守りシール」を交付します。

【交付の対象者】 次のいずれにも当てはまる方

- ・ 要介護又は要支援認定を受け、在宅で生活されている市民の方
- ・ 認知症による高齢者のひとり歩き（徘徊行動）により警察に通報・保護されたことがある方

※65歳未満の若年性認知症の方も対象です。



【見守りシールとは】

家族が登録した注意事項等の情報を携帯電話等で読み取ることができる二次元コード（QRコード）が印字されたラベルシール。衣服や靴・杖などの持ち物に貼って使用します。認知症によるひとり歩き（徘徊行動）が見られる高齢者等を発見した第三者が、見守りシールに印字されたQRコードを読み取ること、家族と通信できます。

【見守りシール見本】



【見守りシールの利用方法】

ご家族

- ① 伝言板に対象者の基本情報を登録
- ② 見守りシールを衣服などに貼付け

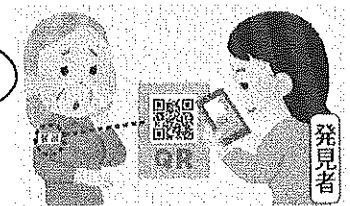
（行方不明になったとき）

- ③ 伝言板に行方不明情報を入力

ご家族等へメール通知

- ④ 伝言板でのやり取り
- ⑤ 対象者をお迎え
- ⑥ 伝言板の行方不明情報の内容消去

発見者



（発見したとき）

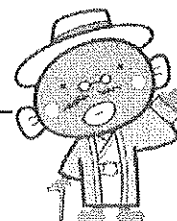
- ① QRコードの読み取り
- ② 対象者の基本情報を確認
- ③ 現在地・状況等を入力

- ④ 伝言板でのやりとり

- ⑤ 引き渡し

※インターネット上の「伝言板」でやりとりするため、個人情報は開示されません。

【見守りシール申請から交付の流れ】



- ★各地区の高齢者なんでも相談室へ申請希望の連絡をしてください。
 - ・見守りシールについての説明や申請受付を行います。

<問い合わせ・申請先>

我孫子市各地区の高齢者なんでも相談室

我孫子北地区	7179-7360	湖北・湖北台地区	7187-6777
我孫子南地区	7199-8311	布佐・新木地区	7189-0294
天王台地区	7182-4100		

<手続きに必要なもの>

- ①申請者の印鑑
- ②発見時に通知を受け取るメールアドレスが分かるもの（3件まで登録可）

高齢者支援課から、利用決定・却下通知書を送付します。
（利用決定者には、高齢者支援課から交付日調整の連絡をいたします）

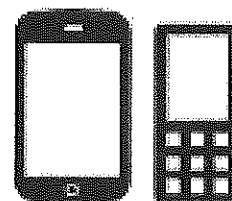
- ★高齢者支援課で見守りシールを受け取り、初期登録をしてください。
 - ・申請者となるご家族が窓口にお越しください。
 - ・対象者1名につき見守りシール40枚セット（耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚）を無料で交付します。追加交付はありません（実費購入可）。
 - ・職員が初期登録のお手伝いをいたします。

<問い合わせ・見守りシール交付場所>

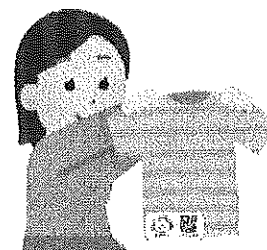
我孫子市高齢者支援課（市役所西別館3階） 7185-1112

<受け取り・初期登録に必要なもの>

- ①申請者の印鑑
- ②申請者の身分証明書（被保険者証や運転免許証など、住所、氏名、生年月日が確認できるもの、コピー可）
- ③スマートフォンなどの携帯電話
（QRコードの読み取り機能があり、インターネットにつながるもの）



- ★見守りシールを、衣服などに貼り付けて使用してください。
 - ・対象者や申請者の住所、連絡先、メールアドレス等に変更が生じた場合は、高齢者支援課へご連絡ください。
 - ・追加購入希望の際は、高齢者支援課へご連絡ください。



<問い合わせ：事務局>

我孫子市高齢者支援課（市役所西別館3階） 7185-1112
月～金 8:30～17:00（土・日・祝を除く）